特定非営利活動法人　日本スポーツ栄養学会 御中

著作権委譲承諾書

　特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会（以下、本学会）が発行若しくは公表する著作物の著作者又は本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表者（以下、著作者等）は、本学会によって発行若しくは公表される投稿著作物、又は、本学会が開催する講習会、セミナー、シンポジウムその他の本学会が主催するイベント等における発表資料、撮影写真、収録映像・音声並びに関連資料および素材等（それらに含まれる演者の肖像および成果物を含み、発表成果物という）について、以下のとおり保証し、かつ著作権を譲渡等いたします。

第1　保証

　著作者等は、投稿著作物又は発表成果物について、以下の各号記載の事項を保証し、確約します。

1) 著作者全員が投稿原稿を読み、投稿に同意していること。

2) 投稿著作物又は発表成果物が著作者自身の著作物であり、既にいずれかで出版公表されているものと同一ではないこと。

3) 投稿著作物又は発表成果物が既存の出版公表物などに対する知的財産権のいかなる侵害も含まないこと。

4) 投稿著作物又は発表成果物において、他から転載されているすべての図表について、転載許可を得ていること。

5) 投稿著作物又は発表成果物において、他の論文等の引用がある場合には、本学会が定める研究誌投稿規定および著作物の作成及び投稿に関するガイドラインの内容に従って引用を行っていること。

6) 投稿著作物又は発表成果物には、本学会の名誉を傷つけ、当該出版物の信用を毀損する盗用データ、捏造データや著作物に関する利害を持つ者の合意に反するものを含まないこと。

7) 投稿著作物又は発表成果物が共同著作物である場合には、代表して本書に署名する者が、すべての共同著作者から本書に署名することについて同意ないし必要な権利を得ていること。

8) 投稿著作物又は発表成果物についての問い合わせ、苦情、紛争などが発生した場合、著作者等はすべての責任を負うこと。

第2　著作権譲渡等

　著作者等は、投稿著作物又は発表成果物について、以下の各号記載の事項に同意します。

1) 投稿著作物又は発表成果物に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）を本学会へ譲渡すること。

2) 投稿著作物又は発表成果物について、本学会ならびに本学会から正当に権利を取得した第３者及び当該第３者から権利を承継した者に対し、日本国著作権法第18条（公表権）、第19条（氏名表示権）及び第20条（同一性保持権）を行使しないこと。

3) 上記１号と矛盾する契約を他の第三者と締結しないこと。

第3　著作者等の権利

著作者等は、投稿著作物又は発表成果物について、以下の各号記載の事項に同意します。

著作者等は、営利を目的としない場合において、投稿著作物又は発表成果物等を本条に定める限りにおいて利用することができる。

1) 著作者等は、投稿著作物又は発表成果物等を利用する場合、本学会事務局に事前に申出を行い，本学会の指示がある場合はその指示に従うこととし、利用した複製物あるいは著作物中に出典を明記することとする。

2) 著作者は、投稿著作物等の最終の投稿原稿について、出版物発行から12か月後に、著作者自身のWebサイト（著作者が主として所属する機関等のサイトを含む）において掲載することができる。ただし、掲載にあたっては出典を明記するとともに、下記に記載の利用上の注意事項を明記しなければならない。

利用上の注意事項

本著作物の著作権は日本スポーツ栄養学会に帰属し、日本スポーツ栄養学会の許可のもとに掲載しております。ご利用にあたっては「著作権法」に従うことをお願いするとともに、許諾を必要とするような利用については一般社団法人学術著作権協会に許諾を得た上でご利用ください。

以上

日付　　　　　　　年　　　月　　　日

本原稿表題

著作者等（代表者）

署名者が代表する共同著作者すべての氏名